

2018年（平成30年）5月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

朝日町駐車場の管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）4月20日付けで諮問（第920号）された朝日町駐車場の管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）条例第10条第4項の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第4項の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知及び第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市朝日町駐車場条例に基づき設置する朝日町駐車場については、本庁舎の

供用開始及び今後実施する分庁舎の整備により、利用者の増加が予想されるため、駐車台数を増加する工事を行うとともに経年劣化部分の補修を行う。

今回、これら施設の改修に併せて、利用者の安全、施設の財産を保護するため、録画機能のある屋外防犯カメラを駐車場内2箇所に設置することを計画している。

そのため、個人情報をも本人以外のものから収集すること及びそれに伴う本人通知の省略、目的外提供及びそれに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理に係る包括的取扱いについて、今回の諮問に至ったものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ映像データ録画の目的は、朝日町駐車場で器物損壊や盗難などを防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ映像データ

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により目的外提供を求められた場合で、目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者(管財課長)が判断したときには、朝日町駐車場敷地内で発生した窃盗、器物損壊の捜査に限り、目的外提供を行う必要性があると判断したものである。なお、映像の提供記録については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察員、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ映像データ(必要最低限の範囲に限る)。

犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン(資料4)に基づく運用を行うこととする。

(4) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は防犯カメラ映像データのみで、事実上、個人を特定することが困難であり、通知の送付先が特定できないため本人通知を省略するものである。

なお、防犯カメラ撮影区域にはカメラを設置している旨の表示をし、周知を図る。

(5) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人に対しあらかじめその旨を通知する義務が実施機関に存しているが、本人通知をしたことにより捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認できたとき、画像で確認できる個人を特定することができないとき、又は通知すべき相手が多数で、

通知する費用や事務量が過分に必要となり事務処理の効率性が著しく損なわれると認められるときは本人通知を省略するものである。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの映像保存については、データの蓄積容量も多く、長期的に使用しても映像が劣化せず、必要な部分の映像の取り出しも容易なハードディスクを採用し、コンピュータ処理を行う。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ映像データ

ウ システムの機器構成

設置個所 資料1のとおり

機 種 資料2のとおり

エ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器は中央監理室に配置し、ラック等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワード等で管理することで、防犯カメラ管理責任者（管財課長）及び防犯カメラ取扱者以外には利用できないよう利用者を制限する。

保存した映像については、条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、また、防犯カメラ運用基準（資料3）に基づき管理を行う。なお、映像は3週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

(7) 実施時期

本人以外のものから収集する個人情報、コンピュータ処理共に朝日町駐車場の改修後の2019年（平成31年）2月を予定。

(8) 添付書類

資料1 防犯カメラ設置個所

資料2 防犯カメラ機種

資料3 防犯カメラ運用基準

資料4 藤沢市朝日町駐車場防犯カメラによる映像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

資料5 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(6)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

防犯カメラ映像データ録画の目的は、朝日町駐車場での器物損壊や盗難などを防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものであるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性

があると認められる。

(2) 個人情報をも目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により目的外提供を求められた場合で、目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者(管財課長)が判断したときには、朝日町駐車場敷地内で発生した窃盗、器物損壊の捜査に限り、目的外提供を行う必要性があると認めている。

以上のことから判断すると、個人情報をも目的外に提供する必要性があると認められる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は防犯カメラ映像データのみで、事実上、個人を特定することが困難であることから、通知の送付先が特定できないとしている。

なお、防犯カメラ撮影区域には、カメラを設置している旨の表示をし、周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人に対しあらかじめその旨を通知する義務が実施機関に存しているが、本人通知をしたことにより捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認できたとき、画像で確認できる個人を特定することができないとき、又は通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり事務処理の効率性が著しく損なわれると認められる場合に該当すると管財課長が判断したときは、本人通知を省略するものとするとのことである。

以上のことから判断すると、当該判断をした場合には、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの映像保存については、データの蓄積容量も多く、長期的に使用しても映像が劣化せず、必要な部分の映像の取り出しも容易なハードディスクを採用し、コンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制

実施機関では、安全対策として、次のとおりの措置を講じるとしている。

(ア) 録画機器は、中央管理室に配置し、ラック等により固定することで持ち出しを防止する。

- (イ) 操作を行う際には、パスワード等で管理することで、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者以外には利用できないよう利用者を制限する。
- (ウ) 保存した映像については、条例の定めるところに従い、適正に取り扱い、また「防犯カメラ運用基準」に基づき、管理するものとする。
- (エ) 映像は、3週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(6) 条件

資料4「藤沢市朝日町駐車場防犯カメラによる映像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」1の「窃盗・器物破損」の前に「朝日町駐車場敷地内で発生した」を加えること並びに1及び3の「司法警察職員」を「司法警察員」に改めることを条件とする。

以 上